

第6部 災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興

第2章 地域との協働による復興

第6部 災害復旧・復興計画

災害により被害を受けた市民の生活再建、事業者の事業再開を早期に行えるよう国等の各種支援策の活用について定めたものである。

第1章 災害復旧・復興

第1節 基本方針と所管部署

(1) 基本方針

災害復旧・復興は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える災害復旧復興事業計画を作成し、早期にまちの復旧復興を目指す。

(2) 所管部署

政策班、財務会計班、復旧班

第2節 復旧事業の対象

道路・河川等の公共土木施設並びに電気、水道、ガス、交通等の都市施設は、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 道路、橋梁災害復旧事業
- ② 河川災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市下水道施設災害復旧事業
- ③ 公園施設災害復旧事業
- ④ 市街地埋没災害復旧事業

(3) 農業用施設災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 下水道施設災害復旧事業

(6) 住宅災害復旧事業

(7) 社会福祉施設災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他災害復旧事業

第3節 事業実施に伴う国の財政援助等

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関しては、法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費は、都知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行うこととなっている。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

法律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関災害復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設復旧
児童福祉法	児童福祉施設復旧
障害者総合支援法	障害者支援施設復旧
老人福祉法	老人福祉施設復旧
売春防止法	婦人保護施設復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

第4節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和37（1962）年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37（1962）年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市域に大規模な被害が発生した場合、「激甚法」による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、「激甚法」指定の手続きについて定めるものとする。

（1）激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。

（2）調査報告

本部長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を都知事に報告するものとする。

第5節 激甚法に定める事業

激甚災害に関わる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
（河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園などの復旧。）
- ② 公共土木施設災害関連事業
（災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設の新設、改良。）
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム災害復旧事業
- ⑧ 障害者支援施設災害復旧事業
- ⑨ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑩ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑪ 感染症予防事業
- ⑫ 堆積土砂排除事業
- ⑬ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市町村（指定都市を除く）が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑤ 水防資材費補助の特例
- ⑥ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ⑦ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第2章 地域との協働による復興

第1節 復興の基本的な考え方

大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

応急・復旧対策は迅速かつ機動的に実施するものであるが、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に復興対策へと進行していく。

復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

第2節 災害復興本部の設置

(1) 災害復興体制の整備

立川市は、東京都が作成した「東京都震災復興マニュアル」を参考とし、地域特性を反映し、「立川市震災復興マニュアル」の策定を検討し、復興体制の整備を進める。

市は、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25（2013）年法律第55号）」に基づき、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として立川市災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

(2) 災害復興本部の設置

市長は、地震により被害を受けた地域が相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、災害復興本部を設置する。

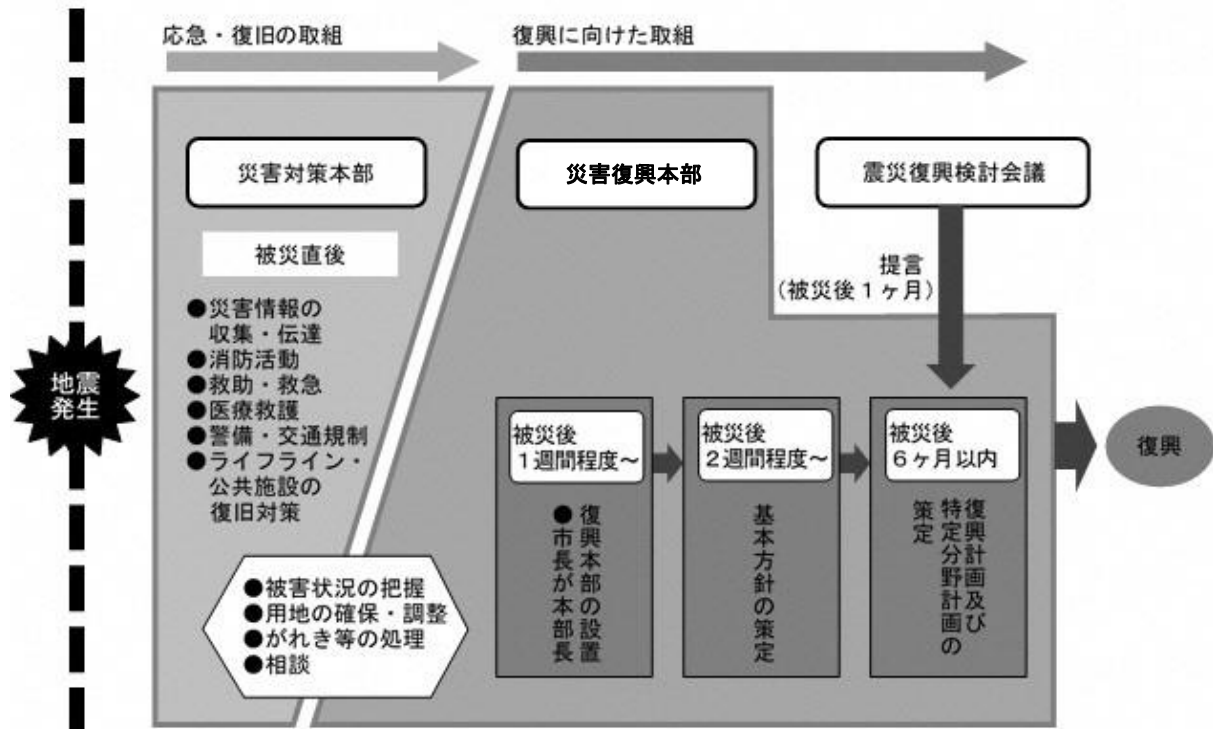
災害復興本部は、被災後、1週間程度を目途に設置するものとして、震災復興基本方針及び震災復興計画を策定することにより、震災復興後の都市ビジョン、市民生活ビジョン、震災復興計画の目標、指針等を市民に示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していく。

(3) 災害復興本部の役割と災害対策本部との関係

災害復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能を異にする。

しかし、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、立川市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

震災等災害時における市の取組イメージ



(4) 災害復興本部の分掌事務

災害復興本部の分掌事務は、あらかじめ定めておくことが望ましいが、被災状況などに応じて協議し、決定する。

(5) 災害復興本部の解散

本部長（市長）は、まちの復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、災害復興本部を解散する。

第3節 災害復興計画の作成

(1) 災害復興基本方針の策定

大地震等の災害発生後、東京都と連携して被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」を実施する。

調査と並行して立川市災害復興本部を設置し、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、震災後2週間以内を目途に作成される「東京都震災復興基本方針」を踏まえ、立川市災害復興本部会議の審議を経て、「立川市災害復興基本方針」を策定し、公表する。

「立川市災害復興基本方針」の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- 暮らしのいち早い再建と安定
- 安全で快適な生活環境づくり
- 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

(2) 災害復興計画の策定

災害復興本部は、基本方針に基づき、災害復興計画及び特定分野計画を策定する。

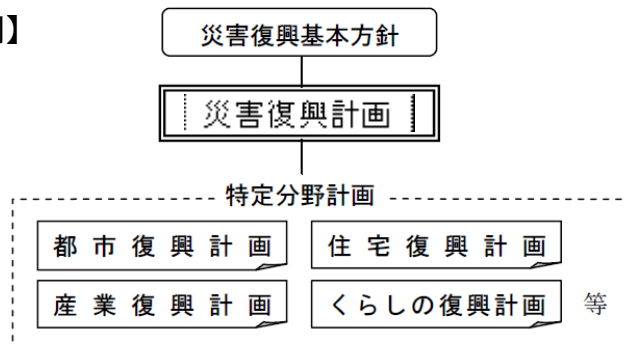
災害復興計画は、災害後の立川市の復興に係る最上位の総合計画として、以下の視点で策定する。

- 自治体を実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅する。
- 繰り返し発生する大災害にも耐えうる都市への改善を目指した長期的視点に立つ。

また、策定にあたっては、計画に関する意見交換会やパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意向を聴き、反映するとともに、策定経過をホームページや広報等で随時公表する。

特定分野計画は、特定分野の施策について、災害復興計画と整合しつつ策定する。

【災害復興計画の体系例】



(3) 復興計画の作成に係る応援要請

本部長（市長）は、復興計画の作成等のために必要があるときは、関係地方行政機関の長に対し、大規模災害からの復興に関する法律第53条第2項の規定に基づく職員の派遣を要請する。

(4) 特定分野計画の策定

都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、「立川市災害復興基本方針」を踏まえ、「立川市災害復興計画」の策定と並行し、個別の復興計画（以下「特定分野計画」という。）を策定する。なお、計画の策定にあたっては、「家屋被害概況調査」のほか、家屋以外の建物の被災状況、道路・公園・下水など都市基盤施設の被害状況、産業復興のための調査（離職者、業種別被害状況）、住宅再建の意向把握等、各分野の調査を徹底するものとする。

「特定分野計画」には、以下のようなものがある。

① 市街地の復興

被害の状況を把握し、復興体制をつくるための「家屋被害概況調査」や、復興の基本的な考え方をまとめる「都市復興基本方針」の作成、無秩序な建築の制限を行う建築制限、時限的市街地の形成、復興への具体的な計画をまとめる「都市復興計画」を策定する。これらの計画に基づき、地域復興協議会などの地域住民の参画を得ながら復興事業を推進し、本格的な市街地復興を進める。

② 住宅の復興

住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、東京都と連携しながら、震災発生後、早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じるための特定分野計画である「住宅復興計画」を策定する。

③ 暮らしの復興

暮らしの復興を早期に実現するため保健・医療・福祉、学校教育、文化・社会教育、消費生活に関する支援策を講じるための特定分野計画である「暮らしの復興計画」を策定する。

ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との連携のもと、生活基盤・環境を創造的に形成していく。

④ 産業の復興

震災からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業振興を図る施策を進める。

このため、特定分野計画である「産業復興計画」を策定し、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策及び雇用・就業施策などを総合的に展開する。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引等のあっ旋、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

第4節 被災者総合相談所の設置

復興対策の本格化に応じて、東京都や関係機関と連携・協力により、福祉をはじめとする数多くの行政分野を網羅する被災者総合相談所を設置する。

被災後の復興まちづくりを円滑に実施し、被災住民の生活の早期安定を図るために、東京都は、東京弁護士会など19の専門団体と協定を締結し、専門相談やまちづくり支援班の派遣ならびに平常時からの連携・支援体制を整備している。